

「空き家対策」 ～住み続けたい、住みたいまちのために～に関する提言書

本委員会において、「空き家に関する事業」を重点項目として、『「空き家対策」～住み続けたい、住みたいまちのために～』を主題に、研修・ワークショップ・討議を行ってきた。

関係各所より様々な情報やご意見をいただき、空き家解消に向けて移住策や独居問題についてまで幅広く意見が出されたが、今回は「空き家の解消」と管理の行き届かない土地家屋の倒壊等の危険、衛生面や景観の悪化をもたらす、いわゆる特定空き家等を発生させない、解消していくため、下記の施策を提言するものである。

記

1 空き家等の解消

- (1) 空き家解消・活用に向けた相談者へのきめ細やかな支援
 - ・相談者へ将来の活用プランに対してのアドバイスを行うこと
- (2) 適切な管理のための情報発信
 - ・防犯や管理の仕方について広く周知すること
 - ・管理維持作業委託業者等の紹介を行うこと
- (3) 各自治会への支援及び連携強化
 - ・空き家等見守り隊への支援を行うこと
 - ・より多くの市民へ空き家に関するレクチャーを行うこと
 - ・近隣住民から情報取得を図ること
- (4) 酒田市空き家等ネットワーク協議会への拡充措置
 - ・インターネットへの物件情報掲載の充実を図ること
 - ・空き家解消へのサポート協力を行うこと

2 特定空き家等の解消

- (1) 所有者の特定、連絡先の把握
 - ・特定空き家及び管理不全空き家の把握を行うこと
 - ・相続登記や名義人の特定を行うこと
- (2) 各自治会（近隣住民）との連携
 - ・自治会（近隣住民）が将来管理不全にならないよう声かけをすることで、所有者（住居者）へ未来予想を促すよう施策の検討を進めること
 - ・所有者等が自治会（近隣住民）と意思疎通を図り、土地家屋の適切な管理を行うよう意識づけを図る施策を検討すること
 - ・情報を適切に管理し、所有者等と自治会（近隣住民）の橋渡しをすること

(3) 管理不全空き家発生防止のための情報発信

- ・令和6年4月からの相続登記の義務化等の法改正の周知を行うこと
- ・解体費用の目安、手続きの仕方、補助制度の紹介（周知）を行うこと
- ・管理不全になった場合の危険性や固定資産税の住宅地特例解除の説明、損害賠償責任の説明（周知）を行うこと

(4) 特定空き家等への対応強化

- ・特定空き家等のおそれがある物件に対しての指導・勧告を行うこと
- ・固定資産税の住宅用地特例の解除の検討を行うこと
- ・やむを得ず市の費用で対応した場合、所有者に費用を請求すること
所有者不明の場合においては、積極的に市が利害関係人となり財産管理人の選任を申し立て費用回収すること
- ・命令等の事前手続きを経るいとまがないときの緊急代執行（制度の創設）の施策を進めるための検討を行うこと
- ・所有者不明の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収する制度の施策を進めるための検討を行うこと